



地域共生型の再エネの導入促進を図るため、温対法改正 (R4) により、**市町村が地域との合意形成を図りながら再エネ促進区域を設定 (ポジティブゾーニング)** する制度が創設
⇒ 県内市町村が促進区域を設定するにあたり、**除外すべき区域や考慮すべき事項を県の基準 (ネガティブゾーニング)** として定めるもの

地域共生型の再エネ導入に向けた、温対法に基づく「再エネ促進区域」制度の一層の活用

【再エネ導入に向けた本県の考え方】

本県では、次の2点から、**自然環境等との調和を確保した地域共生型の再エネ導入拡大を図る方針**

① **県再エネ条例の運用** (山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例)

⇒ 一定規模以上の再エネ事業について知事の認定制とし、必要な手続きを規定

※ なお、下記の再エネ促進区域内において市町村が認定した事業は、県再エネ条例上、特例が適用 (認定制を届出制に手続きを簡略化)

② **温対法「再エネ促進区域」制度の活用**

⇒ **市町村が、地域との合意形成を図りながら再エネ促進区域を設定 (ポジティブゾーニング)**

【区域設定の効果】

- ・事前に合意形成を図った区域への立地誘導
- ・再エネ促進区域内で実施される再エネ事業で、市町村が認定した事業については、各種優遇措置※が適用

※ 環境アセス手続きの一部省略、発電設備の固定資産税の軽減、再エネ条例の手続き簡略化 等

【制度運用に係る現状・課題】

- ① 県再エネ条例については、順調に運用 (認定:3件)
- ② 一方、再エネ促進区域については、県内市町村における設定例ゼロ ※全国の設定状況: 48市町村 (R6. 11月時点)

➢ ②に係るこれまでの課題

- ・全国的にも制度が浸透していない
- ・市町村における負担が大きい・ノウハウ不足

【状況変化等】

- ・環境省におけるインセンティブ強化に向けた動き
- ・全国的な問題事例の増から、再エネ促進区域設定による事前の合意形成が一層求められている状況

<参考> 都道府県基準の策定状況: 29道府県 (R6. 11月時点)

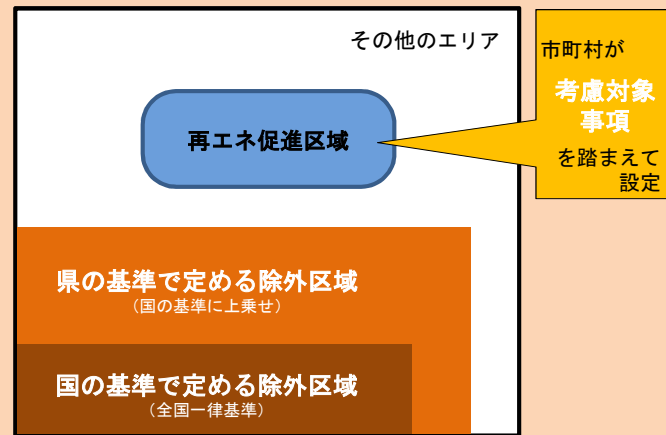
県内においては

- ・県内初の再エネ促進区域設定に向けた動き (米沢市: R7年度中)
- ・山形県エネルギー戦略の見直し (R6. 9) 開発目標の上方修正 101.5万kW ⇒ 153.0万kW (R6. 3末現在実績 72.0万kW)

⇒ **県内市町村による再エネ促進区域の設定を一層後押ししていく必要がある**

県内市町村が適切に再エネ促進区域を設定できるよう、**促進区域の設定に係る県基準を定め、市町村による設定を促していく**

【再エネ促進区域の設定のイメージ図】



➕ 加えて、先進事例の横展開などを通じて、県が市町村の取組みを支援

県内市町村における再エネ促進区域の設定等が進み、**地域との共生が図られた再エネの導入拡大、ひいては2050カーボンニュートラルの実現へ**

再エネ促進区域の設定に関する山形県基準の概要 (案)

県基準の位置付け

温対法に定める都道府県基準
⇒ 第4次山形県環境計画※の一部として策定

※第4次山形県環境計画は、温対法の県実行計画 (区域施策編) に位置付けられているため

県基準の対象エネルギー種別

- 太陽光
- 風力
- 水力
- 地熱
- バイオマス

※「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」の対象エネルギー種別と同一

山形県基準の内容

今後、専門家である環境審議会委員の意見を聴きながら内容を詰めていく。

| 除外区域 (国) ※1 | 除外区域 (県) | 考慮対象事項 |
|--|--|--|
| 自然環境の保全などの観点から、開発が制限され、開発行為に許可が必要であるなど、再エネ促進区域から除外すべき区域を規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・県自然環境保全地域 (里山環境保全地域を含む) ・国立/国定公園の第2・3種特別地域、普通地域 ・県立自然公園の特別区域、普通地域 ・県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・ラムサール条約湿地 ・砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、保安林、河川区域、農用地区内農地、甲種農地 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ促進区域の設定に当たって、市町村が考慮すべき事項や収集すべき情報を規定 ・騒音による影響 ・水の濁りによる影響 ・土地の安定性への影響 ・反射光による影響 (太陽光のみ) ・風車の影による生活環境への影響 (風力のみ) ・大気質への影響 (バイオマスのみ) ・悪臭による影響 (バイオマスのみ) ・動物・植物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 ・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響 等 |

※1 国が環境省令で定める基準を山形県基準に掲載

※2 山形県内に該当する区域がないもの

スケジュール

令和6年12月
・第1回環境審議会計画管理部会
計画改定諮問、県基準 (素案) 提示
⇒ 環境審議会全委員へ意見照会

令和7年1月
・環境審議会全委員の意見集約

令和7年2月
・第2回環境審議会計画管理部会
県基準 (案) 提示、審議
・パブリックコメント

令和7年3月
・第3回環境審議会計画管理部会
計画改定答申
⇒ 環境計画改定 (県基準策定)